

第 8 回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成 15 年 12 月 13 日（土） 13：30～16：30

●【開催場所】 田辺市 青少年研修センター 3階 大会議室

●【出席者】 委員 14 名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、緒方順子、小野正治、
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、西野稔治、
森正一、森口佳樹、山本甫

県：増谷行紀循環型社会推進課処理計画推進室長 他

事務局：中本政吉事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長 他

●【傍聴者】 一般 14 名

（敬称略）

（事務局）委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意。

（委員長）

委員の皆様、関係者の皆様には年末何かとご多忙の中、ご参集頂き誠にありがとうございます。

委員会も大詰めに近づき、本日は中間報告案として外に出せるようなものに仕上げたいと考えていますので、特に今回は徹底した議論をお願いいたします。

今日の議題は、案内等で示されていますが、中間報告案について吟味することと、中間報告に対しての住民意見の募集、説明会をどうするかについても、検討して頂きたいと思っていますので、よろしく願います。

最初に、前回の議事録についての確認ですが、何かありませんか。

（委員）

議事録 8 ページのところ、委員長の発言部分での三点目、第三者機関について、名称は別にして、ごみ処理の適正化に関して、管理していくのに必要な機関を置くことについては、基本的には必要であると認識されているものと判断し、とりあえず基本方針の部分については、合意をしたとあります。しかし、中間報告案としての今日の資料では、「2.適正処理推進のための基本方針」の部分で、前回資料のように、前文に第三者機関を設けるとはっきりと明示されていないので、明示する方が良いと思います。

（事務局）

第三者機関については、7つの具体的取り組みの中の「その7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備」という中で、取り上げたいと考えています。

基本方針にはなじまないのではないかと、という事で明示はしていません。

（委員）

なじむというより、委員長も、みんなで取り組んで行くという事で、書いておくことにしたのではないのですか。

（事務局）

前回の委員会で副委員長から、基本方針の書き方としてこれでいいのか、全体を協議した中で、この表現がいいのかどうか判断すべきではないかと、第三者機関について、ここに掲げ

るよりも具体的な取り組みとして明示した方がなじむのではないかと、との指摘もあり、今回前文から第三者機関という言葉削除しました。

(委員長)

第三者機関を置くことは、必要ですが、とりあえず前文のところに書くのはどうかな、ということで削除しました。

(委員)

前文に載せることに、皆さん同意したのだと思いますが。

(副委員長)

進行管理をする機関が必要だということは、みんな合意しています。しかし、基本方針のところでは第三者機関という表現で書く必要がなく、後ろの方で詳しく書くことで、委員長も合意をされたと思います。

(委員)

第三者機関については、委員が前回質問したことです。それで、副委員長からそんな意見が出され、検証機関だということも出ました。

(委員)

これを基本方針の中に字句として、入れるかどうかですね。私としては、これは大きなウエイトを占めると思うので、前回のように基本方針の中に、きちっと書き込んだ方が良いと思いますが。

前回委員長が、基本方針はこれでいいですね、という話であったために、字句を含めてそのまま残るものだと思っていました。

(事務局)

本日の議題の中で、前回の資料と変わっていないのは、今日検討して頂く「その4」と「その7」です。それ以外は前回検討して頂き、その意見により表現等を修正しています。

(委員長)

第三者機関については、「その7」のところでも議論したいと思います。

では、前回の委員会の宿題があるので、事務局から説明してください。

県内の処理施設に事故があったのであれば、その報告、それと県内の焼却施設の処理能力と余力についてです。

(県)

先日のシンポジウムには、多くの方々にご参加頂き、ありがとうございました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。

事故の状況についてですが、市町村が県に報告する義務はありません。

今年8月に三重県のRDF関係施設で大規模な事故があり、その後全国一斉に環境省が中間処理施設における事故の状況を調査しました。対象は平成12年4月以降の約3年半の期間です。この間に県内3施設で5件の事故がありましたが、人的な被害はありません。

平成13年7月3日、有田周辺広域市町村圏組合の高速破砕機内での爆発事故、同年10月10日に同じ施設で同じ事故がありました。家庭ごみのガスボンベが原因と聞いています。

平成14年2月27日、高野口町の清掃センターの冷却塔の腐食破損は、メーカーの設計施工段階でのミスによるもので、メーカーが無償で修理しています。

平成14年6月12日、9月4日いずれも有田衛生施設事務組合のRDF製造施設の乾燥設備で、発火事故がありました。県が把握しているのは以上の5件です。

(事務局)

地域内の施設能力ですが、休止中のものを除き、12施設で計417t、RDF製造施設が1施設あります。施設によって炉の形式や新・旧などがあり、また建設時の地元の要望による焼却時間やごみの量、分別等が異なるため、実際どれだけ余力があるかは個々に調査しないと解りません。田辺市の焼却能力は、50t炉が2炉の100tあります。建設当時は日量約80t程度の焼却でしたが、減量施策にも関わらずごみが増加し、また昨年のダイオキシン類規制による、家庭用簡易焼却炉の使用禁止や野焼き禁止等で可燃ごみが増加したり、龍神村の可燃ごみを受け入れたことにもより、現在では日量約97tを焼却しています。

特に月曜日・火曜日、年末年始、五月の連休後や三月四月の異動時期にごみが集中し、通常は朝7時から夜11時までの焼却時間を延長したり、土曜日にも焼却して凌いでいます。また、平成12年の和歌山市の青岸クリーンセンター事故の際には、約640tを受け入れたり、南部町・南部川村の施設のオーバーホール時にも、可燃ごみを受け入れています。

しかし、市町村によって分別の方法が異なります。特にプラスチックを燃やすか、燃やさないかによっても受け入れる、受け入れないの問題も生じてきますので、現在検討している分別の統一化は、大変重要になると思います。

それと市町村間の格差については、ごみ処理に関して、今はリサイクルや資源化で注目されていますが、かつては処理業者の方を古物商とか呼び、行政でも隠された部分でもあり、ごみ処理業務には職業差別もありました。ごみ焼き場、ごみ捨て場とも呼ばれ、市町村間の連携どころか、お互い手の内は見せない、処分場があれば何でも埋めてしまうといった状態でした。また、町村ではごみ処理専門の部署もなく、生活環境、衛生環境といった組織で、簡易水道、不法投棄、し尿関係、保健衛生など他の業務と一緒に扱っており、知識の向上などは考えられなかったものです。また、人事異動というのも大きな原因ではないかと考えています。

平成11年のダイオキシン類削減対策から、市町村のごみ処理広域化が国の方針とされ、県も平成12年に広域化計画を策定しました。これにより県内7つのブロック毎に将来のごみ処理の広域化について検討を始めたばかりで、連携というのはようやく卵から雛が孵った状態と思っています。また、委員さんからの意見を踏まえながら、現在三地域でボトムアップを図るため協議を重ねています。県が前回の委員会でも申し上げたように、処理計画推進室を中心に、ごみ行政のあり方を変えようとしているのと同様、御坊・田辺・新宮市が中心となって、それぞれの地域の各町村に情報を出しながら廃棄物の適正処理を目指し、ごみに光を当てるような、イメージチェンジを図っていくことが肝心と思います。

(委員長)

議題に入ります。今回の資料で前回と違っている箇所があれば、事務局から説明してください。

(事務局)

今回の資料は、目次にあるように前回の資料に比べ、表現等を少し修正しています。

修正していないのは、「3.具体的な取り組み」の16ページ「その4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化」と21ページ「その7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備」の項です。前回、議論がなされていないためです。その他の部分については、修正を加えています。

また、1ページから7ページについては、これまでの地域の状況について、表や図で表しています。

(委員長)

全体の議論は後ほどにして、前回残したテーマがあります。

一つは「その4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化」です。これについて検討します。生活系廃棄物について、減量化、排出抑制、有料化について議論しましたが、事業系についてもどう扱うのか、生活系との区分を明確化するにはどうすればよいのかを検討したいと思います。

(委員)

私は個人事業をしているし、家内も塾をしていますので、書類等も扱います。パソコンなども使用して印字しますが、ミスしたものなど紙くずが出ます。また、ポスターやシールなども出ます。事業系廃棄物と言えばそうですが、今は生活系のごみと一緒に排出していますが、そんなものまで事業系廃棄物と言われればドキッとします。

実際、袋を別にするとか、有料化で料金が高くなるとう惑ってしまいます。事業という言葉にはあてはまらない規模で、廃棄物という明確な線引きをするのであれば、現場レベルでは、かなり判断に迷うのではないかと思います。

(委員長)

生活に密着した事例で、明確な線引きが難しいのではないかとこの意見です。

事業者のモラルに任せていいのかどうか、あるいは事業系と生活系にはっきり区別した方がいいのか。このあたりについてご意見を。

(委員)

一般の方は、事業系のごみなどはあまり理解していないと思う。新宮市の場合是一般家庭の袋と事業系の袋に分けて、処理料金も袋代として別々に設定しています。

個人毎の理念に基づいて運用していると思いますが、基本的には生活系と事業系に区別する必要があります。ここにも、事業系廃棄物は本来排出事業者が責任を持って処理すべきものとして書いていますが、これ自体も理解できないのではないかと感じています。自分の責任において処理するのか、廃棄物処理業者に任せて処理するのか、ということまで書かないと、理解してもらえないのではと思います。

家庭のごみよりも、事業系のごみの方があまり分別されていないように感じます。事業系のごみの方が量が多いので、分別するには手間が掛かるため、焼却ごみから資源物にしていくように誘導的な政策を書かないといけないのではないですか。分別して資源化すれば、無料で行政なりが引き受けるが、焼却するのならこれだけ料金が掛かる、じゃあ資源物と可燃物に分けようかという発想が事業者に出てくるように、何とか工夫すれば良いと考えます。

(委員長)

新宮市では、家庭ごみと事業系のごみの袋の色とか大きさとか、値段が異なるのですか。

(委員)

袋の色を変えています。事業系ごみはピンクで、価格も家庭系ごみより倍の設定をしています。

(委員長)

実態はどうでしょう。うまく分別できていますか。

(委員)

最初のスタート時点では、かなり分別できていましたが、小さな商店等は家庭系のごみ袋の中に、事業系のごみが混じってきていると思います。

(委員)

前回の資料、適正推進方針8ページの表に、事業系のごみが無料の所が4町村となってい

ますが、これも家庭系ごみについて料金を統一するとか、検討しているので、この4町村にも有料化するように働きかけをしないと、他の市町村からごみが搬入されるのではと心配します。

(副委員長)

今の指摘ですが、今日の資料の15ページにもありますが、前回の資料も踏まえて、事業系のごみと明確にする必要はないが、できるだけ料金の設定は統一化の方向でやると書いています。事業系廃棄物と生活系廃棄物の明確化というのは、有料化された時に生活系と事業系の料金をどのように決めるのかが問題で、料金格差を設けることにすれば、事業系ごみとして出しているという自覚が薄いということになり、薄い状態で料金格差があるからどんな状態になるかです。家庭ごみに混ぜれば、料金も安いと判断するかも知れない。しかし、そう判断する場合、自責の念、自覚、モラルの問題となります。

一般的に行っているように、事業系と生活系のごみ袋を区別する、事業所の前に家庭系の袋だけが出ているのは、おかしいのは誰が見ても解ります。誰かが監視する訳ではないが、事業者がごみを出す場合、意識するはずですが、モラルに任せる事も必要ですが、モラルに代わるものをすることによって、情報発信であるとか、環境教育であるとか、一生懸命言ってもなかなか伝わりません。そんなことから、どんな形という事は明記していないが、事業系廃棄物と生活系廃棄物は一旦区分して、それで処理する際に一緒に処理する方が合理的であると判断するのであれば、市町村が決めるという形が大事なことだと思います。

(委員)

新宮市は収集の際、生活系と事業系ごみは袋で区別しているようですが、他市町村はどうですか。

(委員長)

新宮市の場合は、料金設定も事業系ごみが生活系ごみの倍の設定になっているが、その辺りも併せて教えてください。

(事務局)

第3回検討委員会の資料6-1に27市町村の状況を示しています。収集で、事業系と生活系は袋によって区別しています。御坊周辺の8市町村、田辺市、新宮市、串本町は、袋を区別し、料金については、串本町は生活系と同じですが、他の市町村は生活系よりも高い料金設定をしています。事業系の持ち込みの際に有料化している町村もあります。よって袋による統一化はされていません。

(委員長)

料金はまちまちですが、設定としては、生活系の倍くらいですが、必ずしも紀南地域全域で統一した取り組みになっていない状況です。

(委員)

報告の中では実施が3市です。市の方が事業所が多いために事業系のごみが多いと思います。周辺町村では事業系が少ない。農業からも出るが、農協がビニール等を集めているために、行政として対応が遅れているのではないかと思います。

(委員)

最初に質問がありました、個人で事業を行っている方や農家の方がどう判断して分ければよいか、ということですが、事業系ごみというと工場からは大量に排出されるので問題はないが、生活系として各家庭が出すものに対して、袋が一杯になるほど出せば問題になるのでこういう議論があると思います。しかし、許容できる範囲であればわざわざ分けて出す必要

があるのかな、と疑問に思いました。区別するのは大事ですが、そんな所に少し疑問を持ちます。

事業所として大量に出し、家庭ごみとしての許容量があって、それを超えるものであれば、事業系のごみとしての扱いとなるが、そうでなければ、そこまで、いちいち分別するべきなのかな、農家などはどうするのかと思います。事業系という区別は多分、多量に排出されているからだと思います。例えば、年間で袋をどれだけ買うか、一家族の量などを目安にするなど、ある一定の基準を決めて、それを超えた過剰分を事業系として扱う方が理にかなっている気がしますが。

(委員)

少し見方が違います。事業系は事業活動から出たごみで、経費が掛かっても別に税金対策になります。家庭系は完全に個人負担であって、行政が行っているのは税金で賄っているわけですから、事業活動で収益を上げている人のごみ処理も一般市民が税として負担する必要があるのかどうか、そこが根本であると思います。だから事業者は多い少ないに関わらず、負担をするのが正確だと思います。

(委員)

そういう風に取り扱うなら、事業の規模、収入等が問題になると思います。アルバイトも事業に含まれるのかということにもなってきます。

中小企業の方もいろんな面で生産が必要です。家庭で個人的に小規模事業を営んでいる方にも、明確に基準を当てはめていくべきなのかどうか、それより過剰分に対して区別をしていく方が理にかなっていると思う。家庭で使っているものは本当に微妙です。確かにモラルの問題でもあります。

(副委員長)

今の件に関して、実態をどうするかは運用の話だと思います。現状に合わせた工夫も大切です。事業者の排出責任は法律的に明確になっているので、建前は事業者の廃棄物処理は、自己責任で行うことになります。ごみを減量して家庭系の袋に入れていけば、隣から文句は言われません。しかし、家庭系の袋から溢れるような量で事業系ごみが家庭系に混じって排出されていけば、問題となるでしょう。そういうことを意識して事業者ができるかが問題です。

自分の責任を意識させ、その上でごみを出し、それが結果として家庭系ごみと一緒に処理できるのであれば良いわけで、最初の段階で事業者のごみとして意識が薄いということがあったので、どうしたら事業者のごみとして自覚できるような方策を優先的に考えていくことができるかがここでは大事だと思います。

(委員長)

参考までに、今の議論について、欠席の委員から私見を頂いています。

事業系一般廃棄物の全面有料化を実施すべきである。方式は東京都の方式が参考となる。袋制を採用し、どんな少量の廃棄物でも有料指定袋のスモールサイズの袋を使用して、出してもらう、という提案がされています。

(委員)

この委員会は、基本的に重箱の隅をつつくような議論は必要ではなく、大きな筋道を示すのが役目だと思います。

地域には大企業と言えるものはなく、中小で個人経営の商店がたくさんあります。そんな方までも、事業系ごみと言って押しつけていくのもどうか、と思います。

(県)

事務局としては、副委員長が言われたように、運用の部分が大きいように思います。いろんな意見がありましたが、事業系一廃については、原則は有料化であると示して頂ければ、それを踏まえて県がまとめ役となり、運用は市町村に任せて頂きたいと考えています。

(委員長)

委員長として意見をまとめます。

基本的に事業系については、原則、区分を明確化する必要があるだろうし、排出責任をきっちりさせなければならない。しかし、地域の実態を踏まえて、運用については各市町村に任せるということです。区分を明確にして、適正料金を設定するということにします。これについては、共通認識だと思えます。

それでは、その7に移ります。「取り組みの進捗管理・情報発信の整備」について、委員から提案書が出されていますので、説明願います。

(委員)

紀南と言う表現がありますが、有機体・共同体としての表現が薄くイメージがはっきりしません。何を一括りとするのかをイメージしながら取り組む必要があると思います。

取り組みの理念もどんな理念なのか解りにくく、実行主体や責任の所在もはっきりしないし、複雑な現場実態があり、これに対応する方法論とか統括する概念が必要だと思うのですが、はっきり見えません。

進捗管理についても大事で、管理のあり方については、旧式と言える方法が原案にありますが、それではなかなか問題解決、効率的な処理ができないと考えます。

もう少し、効率的、合理的に幅広く考えた方が良いでしょうと思います。それで、マッチングシステムというものを提案しました。自治体が適正処理に関してまちまちであるとの説明もありましたが、基本的には県が積極的に責任を持って啓発、行政指導、住民との交流等をしていなかったために、現場の混乱があったように思います。

積極的な理念と実践方法を一般に普及させ、收拾することが大事です。

情報発信という言葉も今では古いように思います。その意味は極めて狭義・限定的・一方的なものです。現在ではWWWの概念に近い形で情報が双方でやりとりされ、また同時共有されている時代ですので、情報同時共有の時代にふさわしい業務処理が可能であるから、そういうのを利用して人・予算などの無駄を省くことも大事ではないのかなという提案です。答申を出す2年間にどんどん対応が遅れていくのではないかと懸念しています。必要な方策については、適時処理していくという体制づくりが必要だと思います。

住民に対する語りかけは、県としてのイメージは市町村を通じての町内会を使っているのだと思いますが、既存の組織を使うのは、働きかけとして弱いように感じます。

県が産業界など関係団体とのコミュニケーションの取り方について、もっと現場に出て勉強することも必要と感じています。

パートナーシップの取り方も、県レベル、市町村レベルでもあるような気がするし、こんな古いペースで業務を行っていけば、百年河清を待つに等しいものに思います。

マッチングについて、提案したいものです。いろんな情報を通して、物と物、人と人、機関と機関など様々な関係を結びつけるということ、個々にいちいち接触するというイメージではありません。

廃棄物適正処理マッチングとは、要するに大掛かりなものではなく、検討委員会事務局程度の人数と資材があれば、十分始められる組織だと思っています。

事務局の資料は、過去形のものであり、現在進行形とはマッチングしていないし、未来が浮かんで来ない気もするので、もう少し前を向いて欲しいと思います。

将来、新しい組織を立ち上げそうなので、今からやれるところから着手していけば、ありがたいと感じています。

核になるのが、(仮称)廃棄物適正処理マッチングセンターと廃棄物即時対応委員会で、インターネットのホームページやマスコミ、テレビなどを活用し、十分なマッチングを図って欲しいと思います。今まで一対一の情報交換であったのを、中継、斡旋したりして紹介したり、解決法を提示したりします。廃棄物処理に関する世論づくりが必要であり、啓発活動も大事です。また、廃棄物処理に関してもこれはどこで処理するのか、処理先に取り次ぎはできないかなど、そんな事もできたらと思います。また、インターネットを通じていろんな問題を提起してもらい、それに対応する相談機関となったり、あるいは専門的な機関にマッチングするとかの役目で、いろんな情報とマッチングできるし、産学機関の研究の紹介なども可能だと思います。

リサイクル活動に対し、奨励賞などを設ければさらに活動が活発になるように思います。

また、マスコミを使っての宣伝、啓発も有効な手段です。

不法投棄に関しても対策があり、ITを使うことも考えられます。廃棄物が処理されずに山の中に不法投棄される場合があります。

これは輸送トラックの輸送経路の査察ができていないため、現在では、輸送革命としてICタグやGPSの発達があり、最新の運行システムなどを利用して排出業者から中間処理業者、処分業者へのルートの把握を行うことも考えられます。

各地の処理施設の受け入れ状況を把握し、各種の廃棄物処理量を各施設間で融通・調整し、処理行政を推進するとありますが、今は分別とかに市町村レベルの差があります。

これは今までの県の指導が貧弱だったからだと思います。

効率的な運用も、マッチングセンターを利用して行うことができると提案します。

また、生ごみ処理施設も地域に統一して一つぐらいあってもいいのではないかと思います。

(委員長)

情報発信について、斬新な提案です。

その7で第三者機関として、検証機関も含めての提案がされているので、検討してください。

(委員)

以前意見として出しましたが、環境教育が非常に大事になるので、幼児期から中学まで、一貫して行って欲しいと思います。ドイツでも行っているようですが、それによって保護者にも環境について考えてもらうという、啓発としても考えられます。ですから、この項目の中には是非明記し、小中学生だけでなく、一般の人のグリーンコンシューマーの育成の養成講座等、そういうのを含めた環境教育の実施について入れて欲しいと思います。

グリーンコンシューマーのエコ講座も行って、レベルアップされた推進委員を各地域に配置すれば、不法投棄に対する行政への通報も直ちに行えるのではないかと思います。

だから、レベルアップできるような仕組みを考えてはどうでしょうか。

(委員)

事務局提示の案について、第三者機関について(2)では、この役割を事業者、市町村、県が連携して設置する処理施設の事業主体に持たせるという、ひとつの考え方ですが、私はそうでなくて、現在の紀南地域廃棄物処理促進協議会の独立機関として、第三者機関を設け

た方が良いのではないかと思います。

(事務局)

促進協議会自体は、今の協議が終われば発展的に解散します。この委員会の答申は、促進協議会の構成メンバーに報告します。その答申に基づいて、事業を開始したいのですが、施設整備の建設負担等の諸問題も出てきますので、各構成メンバーにどうですか、もう一度事業に参加しますかということをご提案し、決定して頂きます。

産業界は、現在は商工会議所中心に組織され、促進協議会に参加していますが、事業を始めるには、各業種別の参加が必要ではないかと考えています。ですから、新しい組織が必要となってきます。それから、この委員会が出した方針に基づいて、今は新宮・串本・古座・古座川・白浜にあるようなごみ減量推進協議会を市町村毎に設置してもらい、それらを総括するような組織、県や産業界も参加する組織をつくり、新しい事業主体が事務局を持つというように考えています。

(委員)

私は紀南地域廃棄物処理促進協議会は、今後もずっと続いていく中で、新しい処分場を運営する組織ができてくると想像していましたから、イメージとしては全く違ってきました。

(県)

促進協議会の母体を示したのは県ですので、私から説明します。

設立趣意書にあるように、促進協議会はあくまでも広域的な見地から紀南地域における適正な廃棄物処理のあり方を検討するための組織です。

適正な処理のためには何が必要かを促進協議会で検討するのは、実務的でないため、諮問機関として委員会を設置して答申を頂き、これを基に適正処理のあり方について促進協議会としての結論を出します。この促進協議会は法人格を持っていないので、法律上の権利能力がありませんから、事業主体となるのには色々な問題があります。

適正な処理のあり方について結論が得られれば、その段階で促進協議会に参加している構成団体が示された結論に基づいて、事業に参加するか否か最終的に判断することになります。結論に従えないから独自に進めるという自治体があるかもしれません。ですから、その時点で、結論に基づいて共同歩調で取り組もうとする団体が協力して、事業主体となりうる法人格を持った組織を結成するという事です。

(委員)

県の説明のとおりだと思います。細かい所は行政は理解できているが、我々では理解できません。

しかし、環境教育は必要であると考えます。私の住んでいる地域でもポイ捨てや不法投棄がよく見られ、モラルも低いし、マナーが悪い。もっと厳しく取り締まりをして欲しいと思います。文章化も大事ですが、我々ももっと啓発啓蒙していくべきだと考えています。

(委員)

県の説明がありましたが、今我々がこの組織で取り組んでいることが、継続されていく事を望んでいます。しかし、統一した意識で取り組む必要があるのに、経済的な事情などにより、自治体が個々に組織から抜けていけば、首長がこの問題に関し熱心に取り組めば良いが、そうでない場合、本当に今の議論が役立つのかどうか、疑問が沸いてきます。

(事務局)

個々の自治体が抜けることは考えていません。資源化、分別化は統一して行うものであり、県が説明したように、新しい組織で運営する場合に、経済的な理由、つまり中間処理施設が

新しいので、計画している処理施設についての参加は、今回見送るとか、そういう問題は出てくる可能性はあります。しかしながら、統一事項、資源化・分別化・有料化については、方針どおりに促進協議会参加の27市町村が守って行くべきものであり、守ることを指導していきたいと考えています。

(県)

この委員会は学識委員よりも公募委員の方が多く、しかも全て公開です。また、中間報告がまとめれば、住民の方々を対象に説明会の開催も予定しています。先日のシンポジウムでは講師の松田先生から、この地域がここまで進んだ考え方で廃棄物処理のあり方を検討していることに、賞賛を頂きました。

各自治体には首長がおり、議会があります。産業界にも理事会等の組織があります。この委員会の結論が社会的に見て妥当な内容であれば、27市町村も産業界も一緒に参加してくれるものと思います。しかし、内容によっては理想的ではあるが、自分の所は無理だからという理由で、議会や首長の同意が得られないこともあり得ると思います。

ですから、理想と現実を十分認識した上での答申を頂きたいと考えています。

(委員)

第三者機関を処理施設の事業主体に持たせることも考えられるということなので、他の選択肢はないのですか。

(県)

持たせることも考えられるということは、持たせないこともあり得るという意味です。

(委員)

事業主体に持たせられない場合、独立機関という解釈もできますが。

(県)

前日も説明申し上げたように、ここでの第三者機関とは既存のものではないという意味です。新たな機関をつくれれば事務局も必要になり、行政改革に逆行する場合もあり得ます。

検討の結果、施設整備が必要になれば、事業主体が必要となってきます。新たに設置される事業主体は、他県のように施設整備を行うだけではなく、環境教育や啓発等ソフト面の施策も行うような機関になることも考えられるということです。

(委員)

私が公募委員に応募したのは、地域主導で白紙の状態から、廃棄物の適正処理について考えるということでした。今、県の説明では広域でと言っていたが、既にそれぞれの自治体が個々に処理するのではなく、広域で処理するということは最初から決まっていたことですか。

(県)

設立趣意書にあるように、広域的な立場から紀南地域の廃棄物の適正な処理のあり方を検討するというので、促進協議会が発足しています。始めに施設ありきではなく、広域処理施設を造ることを前提にはしていません。設立以来、その方針に変わりはありません。

(委員長)

まとめたいと思います。

啓発活動、情報発信が大事です。これについては、IT技術を駆使し効果的な対応をすべきだとの意見がありました。これももっともな意見であるので、そういう精神を活かして欲しいと思います。

環境教育は非常に重要な点ですから、是非、普及・宣伝活動の部分に環境教育の強化、充

実の文言を入れてください。

第三者機関の問題では、今の段階では機能などを議論してもなかなか詰めることはできませんが、基本的には名称は別にして、第三者的な機関を置く必要があるということは、皆さんの共通認識事項であると確認したく思います。

それでは、基本方針のところですが、前回、中身について十分詰められませんでした。委員の皆さんからも基本理念がどうもはっきりしないとか、3つの行動原則等々について、いろいろ意見が出ていますので、改めて議論をしたいと考えています。

基本理念がないのではないか、ということですが。

(委員)

適正処理をなぜしなければならないのか、という基本的な考え方を示す必要があると思います。

その中で地球的な環境の問題、財政の問題、そんな中で我々はごみの適正な処理を如何にするんだという事をきちっと書いていないと、これだけでは書き切れていないと思う。

これから、最終処分場を造るにしても、安全性を重視していくとかいう文言が全くありません。ですから、是非基本理念を書いた方が良くと思います。

(委員)

私も同意見です。何で促進協議会を作り、検討委員会を作って検討しているのかを出すべきであると思います。中間報告案というのは、住民の説明会にも使いますね。住民の皆さんも解るような書き方にすべきだと思います。ですから、意味として交錯している箇所とか、文言として解りにくい箇所もあります。例えば「生きびん」です。多分「活きびん」だと思いますが、また、後ほど述べたいと思います。

(委員)

基本理念というのは、最初資料にもらった県の廃棄物処理計画にも、資源化、循環型社会の構築が大きなタイトルとして掲げ、憲法として示されていると思います。それをより詳細に住民に啓蒙していくのが事務局の仕事だと考えます。

(委員長)

参考までに促進協議会の理念的なものを説明してください。

(事務局)

促進協議会としては、「安全で快適な地域社会の形成を目指し、豊かな緑と水に恵まれた紀南地方を後世に継承する」ということを大きな理念としています。

(委員長)

方向性としては、当然のことです。何か他に付け加えることはないですか。

循環型社会の形成ということの指摘もありましたが、同じようなことですが、そういったことを理念として明確にすることで、文章、文言については事務局に一任にします。

3つの行動目標、基本方針等に付け加えるもの、文言についての提案などどうですか。

(委員)

基本方針の中で、第三者機関の設置というのが大きな柱だと考えているので、前文に文言を再度明記することを希望します。

(委員長)

基本理念については、促進協議会の理念を踏まえて、なぜ廃棄物の適正な処理に取り組むことが必要なのかという文章を出して頂きたいと思います。表現については、事務局に一任します。

基本方針については、第三者機関を設置するという文言を入れるということですが、文言として第三者機関で良いのですか。

(副委員長)

基本方針のところに、理念が入るのは良いと思います。3つの行動目標という言葉について、誤解を招くのではないかという気がします。行動目標というと一般の方は、どれだけごみを減らすのか、分別するのか、リサイクルするかという風に捉えてしまうのではと思います。ところがここでは、連携・統一・管理という3つの言葉が行動目標だと書かれているため、表現が適切ではないように思うし、解りにくいのではないかと思います。

3つの言葉は、20ページの全体のイメージ図にもあるように、非常に工夫した表現です。言葉自体は良いのですが、連携・統一・管理をまとめて行動目標として基本方針の大きな柱の枠組みとしているのに、問題があるのかなと思います。

(委員)

行動規範とした方が、分かり易い内容だと思います。規範とすれば、少し堅いですが。

(委員長)

連携・統一・管理というのは、行動規範、行動基準、行動原則と言う方が、目標よりも解り易いですね。目標というと少しなじみにくいですね。

(副委員長)

あえて言えば、行動原則ですか。行動原則にしたとしても、上の文章では、例えば1連携、2統一、3管理の行動原則に基づきという表現があっても良いと思いますが、その下の説明に入れる必要がないと思います。むしろ、基本理念の話が書かれるとすれば、基本理念があって、それを踏まえて3つの行動原則に照らし合わせながら、7つの具体的な取り組みを行うことになると思います。ですから、もし入れるとすれば、基本理念のところの方が良いような気がします。

単純に基本方針は、基本理念と行動原則と7つの取り組みで成り立つ、という図式になるように思います。

(委員長)

このところは、基本理念、3つの行動原則、それから具体的な取り組みとして整理してはどうか、という非常に整理された提案でした。

賛同頂けますか。できたらその方向で修正してください。

(事務局)

確認させてください。第三者機関という文言は、具体的な取り組みから省いて、前文の印のところに3つ目として、前回の資料のように入れれば良いのですか。

あるいは、具体的な取り組み7として残しておいて、前文にも第三者機関という文言も明記するのですか。基本方針は、基本理念と行動原則、具体的な取り組みで構成されますね。

前文の印は、単に考え方を提示しています。方針については、あくまで具体的な取り組みを行うことによって、成り立つものと事務局では考えています。

上に明記する方が目立つかも知れませんが、あくまで理念・行動原則・具体的な取り組みがあり、その中に第三者機関という文言を入れる方が、より具体的になると考えています。

(委員長)

私としては、最初に理念が入り、第三者機関の文言は、具体的な取り組みの中で明記すればいいのではないかと考えています。

(事務局)

第三者機関として、7つの具体的な取り組みの中でももう少し強調して表現してみます。

(副委員長)

皆さんは、第三者機関という言葉は別にして、進捗管理というのは非常に重要で、取り組みとは別枠に明記が必要であると言われていています。もし、それを削ると、前段にきちっと書くという話と同時に7つの取り組みを6つの取り組みにして、進捗管理や別の機関を作るのは、取り組みを管理するのであるから、その外に項目とした図式にしないと、前文で進捗管理を大切にすると表現はしにくいと思います。

(委員長)

今の提案について、皆さん同じような意見ですか。

(委員)

事務局が言っているのは、前段で表現すれば、法律で言えば前文みたいなもので、規範力がなくなるが、具体的な取り組みに入れれば、規範力が発生します。ですから、前段に書けば立派なことであっても、理念的なものになります。下に入れれば第三者機関を作ることを具体的に組み込んでいける、ということです。

ですから、理念にするのか具体的に動かすのかを確認している訳です。

(委員長)

私は基本理念というのは、循環型社会の形成であるとか、豊かな自然を後世に継承するとかが理念であって、それを実現するための重要な柱の一つとして、第三者機関も必要であると理解しています。

(委員)

第三者機関というのは、運用方法の一つだと考えていました。ですから、理念に入れる必要がないと思います。基本方針とか、取り組みの進捗状況を監督したりする別のものであるから、副委員長の提案のように、別に独立して扱う方が良いと思います。

(委員長)

文章は別にして、考え方として四段階と思います。まず基本理念、それから3つの行動原則、6つの基本方針、具体的な取り組み、そしてそれを実行していくための組織体制、推進体制になるように思います。

第三者機関というのを、7つの具体的な取り組みから外に出して6つにし、具体的な取り組みの推進母体・進捗管理をするようなものとして、考えていきたいと思いますので、事務局の方で整理してください。では、全体的な事について何か。

(委員)

第三者機関というものを、四番目として進捗管理・推進体制にすることは賛成です。

もしそうになると、機関の仕事の範囲は相当大きくなると思います。

当初、事務局として想定していた機関、例えば今の検討委員会のようなものから先ほど提案したようなマッチングセンター的なもので、業務もこなすし、かつ上の委員会が進捗状況を総括・把握管理するというように、大きなものになると思います。

当初、第三者機関というイメージがどういうものなのか、解らないから、意見がいろいろと出てると思います。第三者機関に具体的な取り組みの1から6まで全て持たせるのは、必ずしも合理的なものかどうかという気がします。

(委員)

今、言われた4つ目の方針とは、どういうことでしょうか。よく理解できなかったのですが。

(委員)

7つの具体的な取り組みのうち「7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備」つまり第三者機関というものをはずし、別の取り扱いとします。

1が基本理念、2が行動原則、3が具体的な取り組み、ここから第三者機関をはずし、諮問とか議論の場だけでなく、プラス行政が行っている機能も取り入れていくという感じがしたので、独立させて4として別個に取り扱うのは良いことだと思いました。

私の提案したマッチングセンターも、そういうイメージがありましたので、賛成しました。

(委員)

第三者機関による取り組みの進捗管理、情報発信体制というのを、事務局も工程表を作成し、進めていくものと思いますが、大変な作業だと思います。進捗管理にはプロが必要であり、事務局も頑張らないと務まらないように思います。

(委員)

基本理念のところに第三者機関を入れて、7つの具体的な取り組みで十分良いと思うのですが。第三者機関を省くという意味がよく理解できませんが。

(委員)

具体的な取り組みの進捗管理をするためには、別個の組織でないと不都合であるということです。

第三者機関の内容が表現されていれば判断しやすいと思います。ただ第三者機関という表現だけでなく、その内容がないので判断に困っています。

(委員長)

現時点で、第三者機関の機能、役割、組織の中身というのは、なかなか出てこないが、方向性として必要であるということです。今の段階では具体的に見えてこないと思います。

(委員)

おおまかに、第三者機関としては、こんな機能があるという、方向付けがあれば、合意できますが、あまりにも曖昧な漠然とした感じがあり、事務局としてもどんな形でイメージしていいのか判らないのではと思います。今後、検討していく課題ですが、ある程度は大まかに示す必要がないと、合意も得られないし、進んで行かないと思います。

(委員)

前回の資料で基本方針として、三点の項目がありましたが、この表現で良いと思います。前段に掲げれば確かに旗印だけになりますが、それでも十分ではないかと考えています。

(委員長)

基本理念の中に、第三者機関の文言を入れるということですか。

(委員)

基本理念ではなくて、基本方針です。1ページを議論しているんですよ。

(委員長)

私のイメージとしては、今日の資料の7ページを書き直し、まず理念を入れます。

次に3つの行動原則、それから基本方針として6つの具体的な取り組みを入れます。

それから四つ目として、進捗管理・推進体制として第三者機関的なものの表現を入れたいと考えています。

全体的な事で修正などありませんか。

(委員)

9ページです。家庭内での排出抑制のアイデアより、家庭でできる排出抑制の方が良い

と思います。それと家庭から出るごみの所で、水切りを十分行うなど、の所に堆肥化などの文言も入れたらどうかと思います。

10ページで家庭外を活用した排出抑制のアイデアというより、地域で取り組める排出抑制のアイデアの方が良いと思います。町内会や学校での集団回収や廃品回収を積極的に活用ではなくて、開催とか積極的に実施になると思います。バザーやフリーマーケットについても、参加じゃなく地域がするのだから、開催して積極的にリユースの方が解り易い。ビールびんや一升びんは販売店に持っていくとか、バラ売り、量売りの積極的な購入は個人が行うもので、個人が取り組めるアイデアですから、前ページの家庭内での排出抑制の所に入れるべきだと思います。それから、ごみが少ないアイデアで、ごみになり易い製品の所は、作らない、売らないは事業者ですから、ここはごみになりやすい製品、ごみになった時処理が困難な製品を買わない、です。レジ袋の有料化も事業者側です。個人として買う場合でしたら、マイバックの持参の方が解り易いし、量り売りも出来るだけ利用という表現になるとと思います。過剰包装の物を買わないがここに入るべきです。デポジット制度も業者が行うものです。

11ページの事業者が実践する排出抑制の所で、発生するごみはなるべく自分でリユース・リサイクルとありますが、事業者が実践するのだから、自分というより自らの方が文言としていいし、それとデポジット制の導入というのは、ここに入れて欲しいと思います。それと(1)のイの部分、関係機関と連携して地域独自の評価手法を検討するとあるが、これが解りにくいので、後で教えてください。

13ページの、「統一する資源化以外の品目については」、の言葉は「統一以外の資源化品目については」、の方が解り易いのではないかと思います。それと資源化する品目の統一基準の表のガラス類の項で、生きびんとあるのは生きびんだと思うし、ビールびんやリターナブルビンとして注釈した方が一般の方には解り易いと思います。

また、薬品びんとか化粧品のびんはリサイクルできないようなので、その事も書いた方が住民説明会でも理解してもらえらると思います。

14ページにあるリサイクル業者の提言は、新聞を出す時はビニール紐ではなく紙ひもで、とかダイレクトメールのビニール袋を除いて欲しいというのは、ここではなく、資源化する品目の統一基準の所に注釈として入れた方が良いでしょう。

15ページの(1)有料化の方式の部分で、「機械的に統一した方法を決定するのではなく、」の文言を削除しても意味が解ると思います。(2)料金の設定の部分は、料金の設定の事で書いているので、有料化の料金については、の有料化は要らないと思います。

18ページの前文ですが、私としては減量化・資源化を徹底して欲しいので、基本的にとこの文言は要らないと思います。最終処分場については、減量化・資源化を行う際に発生する処理残渣のみの処分を目的とし、の方が良いと思います。基本的というと曖昧な感じがします。最終処分場というのは、最低限、処理残渣を処分するという意味にしたいので、基本的なという言葉が良いのかどうか、皆さんに伺いたいです。以上のような点を感じました。

(委員長)

文章については、修正して今後皆様方にお見せする機会もあると思います。

誤字、脱字、表現など多くの方に読んでもらって書くことが大事ですので、より解り易い表現など、気付かれる点がありましたら、よろしく願います。

(委員)

適正処理推進方針という、出し方で良いのかどうか、という疑問があります。

我々は執行機関ではありませんので、文章の最後の表現ですが、こうすべきであるというのか、した方がよいという書き方にするのか、以前委員長にお伺いしました。この資料の書き方は、何々する、という書き方になっています。検討委員会は執行機関に対して、ものを言うのですから、こんな書き方、表現で良いのかどうかという疑問があります。

それと資料のデータですが、平成13年度のものとなっていますが、もし14年度のもが出ていたのなら、新しいデータにした方がより身近なものとして、理解できるのではないかと思います。

1ページの最終処分量について、一般廃棄物、し尿浄化槽汚泥、産業廃棄物を全部併せると4万4千tとなりますが、6ページにある最終処分量について一般廃棄物が2万t、産業廃棄物が9千tの計2万9千tになっています。最終処分場を建設する場合、数値的なものが必要になると思うので、数字が違いますから説明してください。

(事務局)

1ページの数値については、あくまでも発生量との関係で処分がどうされるか、地域内、地域外関係なしでどう処理されたかの状況の数値です。

6ページの数値は、最終処分状況の中間処理状況が書かれています。これは、移動に着目した数値です。

中間処理状況の中の地域外処理という部分を最終処分状況に加えられていません。

つまり、中間処理され、最終処理された残渣量が当然ありますが、これが右側の最終処分状況の中に加えられていなくて、移動の状況だけを示した表です。

ですから、説明不足で申し訳ありませんが、視点が少し違ってきます。

(委員)

地域的に最終処分される数値としては、どちらが正しいのですか。

(事務局)

1ページの数値4万4千tです。

(委員長)

最初に指摘のあった文章の表現の仕方ですが、前提として検討委員会は諮問機関であり執行機関ではないので、諮問機関としてのスタンスで文章を書くということになります。

(事務局)

まとめ方について提案があります。

この方針自体、委員会から出して頂くこととなりますので、冒頭に紀南地域廃棄物適正処理検討委員会としては、こういう内容を提言するという文章を加えれば、資料のような書き方でも十分通用できるのではと思います。その表現については、委員長との相談になると思います。

(委員)

第一章と第二章の繋がりが、非常に解りにくいと思います。

現状分析を行ったので、こういう基本方針で行いますと、少し解りにくいので、前回の資料の表紙の裏に、総括がありました。これを第一章と第二章の繋ぎとして入れ、こういう状況なので第二章以下の取り組みの必要があります、とした方が理解し易いと思います。そうでないと、第一章と第二章が別個のものになってしまいます。

(委員長)

第一章と第二章を前回の資料の文言を使って繋ぐというのは、問題ないですね。

(委員)

2ページのグラフに、自治体別に排出原単位量が出ていますが、誤解を与えてしまいます。白浜町の数値が大きくなり、一人一日あたり2,068gとなっています。これは、多分白浜町の夜間人口で算定したものだと思います。このままだと白浜町から大量のごみが出ていると誤解されます。もし昼間人口のデータがあれば、それを使って算定するか、注釈でも入れる方が良いと思います。

(事務局)

白浜町は全国的に見ても有名な観光地ですので、人口の割に多くのごみが排出されます。ですから、そんな注釈を入れたいと思います。

(委員)

17ページで、お願いがあります。(1)のウ、減量化・資源化推進に対する支援の所です。環境ビジネスに拘りますが、聞いたところによると、南部町の業者が梅の包装に、生分解性の品物を使い始めたいらしいですが、食品関連の包装容器については、生分解性の品物を使うような文言を入れて欲しいと思います。

(県)

今のご意見ですが、個別の話、具体的な話を入れますと、一般的にどうかなと思います。

11ページに、工環境に配慮した製品設計、販売という項目がありますので、その部分に入っているものとして、ご理解ください。

(委員長)

私も、あまり個別的な事例を入れない方が良いと思います。評価できる話ですが、この文章の中に個別的な事例を入れるのは避けたいと思っています。

(委員)

私も今の件で、11ページの事業者が実践する排出抑制の行動の で、ごみとなりやすい製品、処理が困難な製品を作らないの後に、使わないという文言を入れたら良いと思います。

(委員)

15ページの有料化の所です。有料化も一種の消費税的なものだと思います。裕福な方も、そうでない方もみんな掛かってきます。基準超過従量制であれば、一定量は無料ということで、所得税で言えば基礎控除になります。単純従量制では所得の低い方は困るのではないかと思います。ですから、低所得者の方に何か配慮が必要、というような文言もどこかに入れるべきだと思います。

(事務局)

今のご意見は、各個別の市町村が掲げる政策で各首長さんの考えが入るものですから、ここで表現するのはどうかと思います。

(委員)

排出者責任という観点から言えば、当然自分が出したものは、自分で賄うべきものであり、いくらでも減量できます。ですから、ごみに関して低所得者云々というのは、どうかと思います。

(委員)

9ページについて、(1)のアですが、イ・ウがないのならアは要らない、それと実践マニュアルの作成は市町村の課題であり、次に住民はという表現になっていますが、これを一緒にくくって良いのかなと思います。

13ページの資源化品目統一基準の中で、衣類、布というのをここに項目として挙げられないのかどうかを指摘したいと思います。新宮市はリサイクル品目として扱っていますが、

これを紀南地域で統一すると、リサイクル出来ないのかどうか、その判断があって事務局として、省いたのかどうかお聞きしたいと思います。

15ページの2有料化の円滑な実施のところ、(2)がないのに、(1)としてある。これも要らない、もし(2)とするのであれば、収入効果をどうするかということについて、としてごみ処理の有料化に伴い云々の部分を用いたら良いのではと思います。前回、紀南地域の有料化の状況というのが表としてありました。これを入れる方が有料化の状況を住民の方に解ってもらえるような気がします。

17ページですが、1の生活系廃棄物における既存システムの活用推進にある「これらのシステムを考慮して、商品や製品単位の資源化分別品目の基準化を行う」という意味が解りません。多分、住民の方も理解できないのではないかと思います。

(廃棄物処理業者)

布のリサイクルの件ですが、現在田辺市から補助金をもらって回収しています。以前は中国や東南アジアに輸出していましたが、輸出価格が下がっています。また、集めた布のうち半分は焼却するような化繊やナイロン系で、ウェスとして活用できるのはメリヤス類だけです。クッションなど車の部品にもナイロンなども一部使用されていましたが、車の軽量化などにより使用しなくなり、ごみとして処分しています。

それと泉南地域では地場産業として、ごみの焼却までを無料で行っており、その地域の業者との取引もありましたが、適正価格が必要ということで引き取り価格も上がりました。ですから、とても商売として成り立ちません。田辺市から補助金があるので集めています。

紀南地域で統一して集める場合、助成金がないと業としては成り立ちません。また、集めても結局焼却することになります。委員会として判断して頂ければ良いのですが、今はリサイクル商品としての価値はありません。

(委員)

私は、以前大阪の泉南に住んでいました。前の職場の関係で、職場実習なども行った経験もありますが、繊維関係の工場が多くありました。今言われた衣類の古を砕いて、車のクッション材などに再加工していました。それと泉南地域の本来の産業である繊維とかタオル工場というものも少なくなり、再生関係の工場もなくなりました。ですから、国内でリサイクルできない状態というのは理解できます。

(委員)

事務局に提案しますが、布について焼却するコストと、リサイクルするコストについて調べる必要があるのではないですか。

(事務局)

事務局の判断として、布は統一してリサイクルできないと判断しています。

(委員)

私個人としては、入れて欲しいと思いましたが、そういう状況であれば理解できます。

(委員長)

有料化の状況の表については、是非入れるべきだと思います。

次の17ページの質問について、回答してください。

(事務局)

解り易く説明しますと、例えば傘のような金属付きプラスチック類などをどうするかです。田辺市では分別辞典などを作成して、これは何に分別してくださいとしています。そのように統一したものを作成して定義づけを行いたいとするものです。

(委員長)

まだ細かな表現方法とか文言について、いろいろ意見があろうと思いますが、今日の協議を踏まえて修正したものをお届けします。その時に再度精読し、また意見を頂く機会を持つ予定としています。

中間報告の案ですが、まとめて確認します。

一点目は今日議論した事、委員さんから指摘のあった事は、きっちり中間報告書に反映して欲しいこと。

二点目は、修正した報告書を各委員さんに早急に送付しますので、精読して頂いて、修正意見があればご指摘を頂くということ。ただ期間があって、今月の26日まで出して欲しいこと。

しかし、当然ではありますが、議論を白紙に戻すような意見については、この時期ですので、できるだけ避けて頂けるよう、是非ご協力下さい。私の方から特にお願いします。

次の議題です。本日も熱心に議論を頂いて、中間報告の案として固まってきていますが、これをどんな形で住民の皆さんに、提起していくかという課題があります。

住民の皆さんに説明する方法としては、中間報告書を公表し、それについて意見を聞く方法と、この報告書の概要を直接説明して回って、意見を聞くという方法があります。この二つの方法で中間報告について住民の方に提起して、幅広く意見を聞きたいと思いますが、何か他に事務局から具体的な提案があればと思います。

(事務局)

時間的な問題、予算的な問題もあり、今の二つの方法を考えています。

具体的には、年明け早々2週間程度の間、住民意見の募集、説明会を予定しています。説明会については、日程は未定ですが、御坊市・田辺市・新宮市での開催を考えています。

(委員長)

中間報告の公表ですが、何か具体的な方法はありますか。

(事務局)

地方紙による新聞報道は、積極的に依頼したいと思っています。

それと促進協議会のホームページにも当然載せていきますし、各市町村にも意見を集めてもらう窓口になってもらいたいと考えています。

(委員長)

説明にあったような方法で、多くの皆さんに中間報告を知って頂いて、いろんな意見を頂きたいと考えています。

公募委員の皆さんにおかれましても、是非中間報告を多くの方に紹介して頂き、意見を頂けるなどの啓発活動などもよろしくお願いします。

(委員)

事務局に提言したいと思います。三ヶ所で住民説明会を開き、意見を求めていくようですが、仮に同じような質問が出たとしても、また同じ質問か、とかの態度を取れば不快感を受け信頼関係が壊れてくると思うので、是非誠実な態度で望んで欲しいと思います。

(委員長)

是非説明会の際には、事務局として誠心誠意で臨んで欲しいと思いますし、誠実に対応してください。

次回は、中間報告の公表、地域の住民の方の意見も交えて検討したいと思っています。来年の1月31日に御坊市で開催したいと考えています。

それから、今日欠席されています委員さんから、貴重な意見を頂いています。これも中間報告に、反映したいと思っています。

長時間に渡って、どうもありがとうございました。本日の委員会は、これで終了いたします。
